

【第1号議案 附属議案】

2024年秋季年末闘争方針（案）

全国労働組合総連合

第32回定期大会

***** もくじ *****

はじめに P3

組合員や労働者との「対話と学びあい」の実践へ P4

1. 「要求対話」「作戦対話」「仲間増やし対話」をすすめる秋年末に
2. 「労基法解体を許さず改善求める！職場総点検運動」をスタートさせる

I. 賃上げ・労働時間短縮、最低賃金、社会的な賃金闘争、労基法解体を許さず改善
求めるたたかい P6

1. 大幅賃上げ・底上げ、最低規制の強化、最低賃金全国一律の実現とストライキ
 - (1) 賃金引き上げ・底上げをはかる
 - (2) 「チェンジ全国一律最低賃金」キャンペーン
 - (3) 25 国民春闘勝利めざして春闘前段闘争でストライキと統一闘争を準備する
2. 労基法解体を許さず改善求める大闘争、時短と残業規制の強化
 - (1) 労基法解体を許さず改善求めるたたかい
 - (2) 法定労働時間7時間への短縮、長時間労働の解消めざす
 - (3) 雇用によらない働き方に適正な労働者保護を
 - (4) 職場単位で労働安全衛生の取り組みをすすめる

II. 「公共の再生」で持続可能な地域循環型の経済・社会の確立、新自由主義
経済の転換をせまる P10

1. 公共職場の労働者の抜本的な労働条件改善を公務・民間の共同行動を強めて求める
2. 「地域ならではの公共」を地域住民との共同で再生めざす
3. 地域ぐるみで「地域循環型の経済・社会の構築」めざす
4. 社会保障の充実でいのち守る体制をめざす
 - (1) 社会保障を充実させ、ケア労働者、公務公共、教育の労働条件改善を
 - (2) 政府の「全世代型社会保障」政策と対決し、社会保障の充実を求める
5. 税の民主化をめざし、現行の保険証を存続させる
6. 食と農業を守る
7. 能登半島地震、被災地の復旧・復興

III. 平和と憲法を守り、憲法をいかす政治への転換をはかる P14

1. 「戦争国家」づくりを阻止するたたかい
2. 憲法改悪を阻止するたたかい

3. 戦争のない平和な世界をつくる取り組み
4. 核兵器のない世界をめざす取り組み
5. 要求実現が可能な政治への転換をはかる

IV. 組織を強く大きくし、要求実現を

P17

1. 組合員の力を引き出し、要求運動と組織拡大の結合で組織再生を
 - (1) 「職場活動・職場闘争の強化」
 - (2) 学習・教育、研修・研究の新たな機能構築をスタートさせる
 - (3) 全労連共済拡大
 - (4) 情報発信の強化に向けて
 - (5) 全労連「労働運動集会 2025」の開催について
2. 非正規差別ゼロ実現、非正規労働者やフリーランスなど、当事者の組織化で要求実現を
3. ジェンダー平等推進、女性差別根絶の実現をすべての運動に
4. 未組織労働者の組織化
5. 仲間の力ですべての争議の早期解決めざす
6. 中央・都道府県労働委員会対策と労働審判員の任命
7. 共済運動の発展
8. 青年部、女性部、非正規センター
 - (1) 青年部
 - (2) 女性部
 - (3) 非正規センター
9. 国際連帯

2024年秋季年末闘争の主な行動計画(案)

P23

2024 年秋季年末闘争方針（案）

はじめに

全労連第 32 回定期大会は 7 月 25～27 日に都内で開催され、2 年間の運動方針を確認しました。その柱は、組合員や労働者との「対話と学びあい」を全労連運動の文化となるほどにひろげ、組織強化と仲間をふやして要求実現をはかろうというものです。賃金の抑制や働き方の改悪で労働者間の分断や競争を強いる資本の側に対して、多くの組合員や労働者が自ら声をあげてたたかうことで、労資（使）の力関係を変えて要求実現に結び付けようという提起です。またこの間、追求してきた「たたかう労働組合のバージョンアップ」（①要求の求心力で仲間を増やすこと、②ストライキなど高い交渉力でたたかえること、③産別や地方での統一闘争への結集を強め、「労働組合主導」で賃金が上がる国への転換を実現させよう）、の方針についてもさらに実践を広げたいと確認されました。

秋季年末闘争で実現をめざす要求は、定期大会で提起された 3 つの柱にもとづいてその実現をめざします。一つは、大幅・賃上げ底上げの実現、最低賃金全国一律実現や最低規制強化、労働基準法の骨抜きを許さない、二つには、「公共の再生」「税・社会保障闘争」で実現が守られる社会への転換をせまる、三つには、改憲を阻止し、戦争する国づくりにストップをかけることです。そして、すべてのたたかいにジェンダー平等の視点で推進をはかることです。

24 国民春闘では、26 年ぶりとなる水準の賃上げをつくり出しましたが、物価高騰や税・社会保障の受益者負担の増加で実質の賃金は下がりつづけています。さらに、財界や大企業が政府一体で「三位一体の労働市場改革」を押しすすめジョブ型賃金・雇用の導入で賃金の個別化、成果によって労働者同士が分断され競わされることで、いっそう賃金を引き下げ、格差を拡大し、企業都合で雇用調整しやすい不安定雇用を拡大しようとしています。能登半島地震の復旧・復興が極端に遅れていることに象徴されるように公共の破壊が押しすすめられています。平和や民主主義をめぐっても、戦争がとまらず、改憲策動が強められています。

こうしたもとの、24 年秋季年末闘争では、①組合員と労働者との「対話と学びあい」の実践をスタートさせること、②「仲間を増やして春闘に勝利する」ために仲間増やしの実践に踏み出すこと、③大幅賃上げ・底上げ、非正規差別 NG、生活を守る年末一時金の獲得、④労基法解体を許さず改善求めるたたかい、⑤「チェンジ最低賃金全国一律」キャンペーンを具体化すること、⑥公共の再生、年金・社会保障の充実、改憲阻止・戦争する国づくりにストップをかけるアクションを具体化することを主な取り組みとします。ストライキなど「たたかう労働組合のバージョンアップ」をさらにすすめ、すべてのたたかいにジェンダー平等の視点と最低規制を強化させることを位置づけた具体化をはかりましょう。

組合員や労働者との「対話と学びあい」の実践へ

1. 「要求対話」「作戦対話」「仲間増やし対話」をすすめる秋年末に

24 年秋季年末闘争で、まずは組合員と労働者との「対話と学びあい」の腰を据えた実践をスタートさせようということを提起します。労働組合主導で賃金上がる国への転換をめざし、25 国民春闘、あるいはその先の 26 国民春闘を見据え、組合員が自覚的に参加し、仲間をふやすなかで要求実現をはたしていくことをイメージして、職場や地方・地域での具体化をはかることを呼びかけます。

より具体的には、①まずは、要求づくり、要求を引き出す「要求対話」を職場・地域で展開することです。組合員自らが、自らの生活や同僚の生活、職場の問題、人間らしく住み続けられる地域になっているのかなどを、対話や学びあい要求討議を通じて明らかにすることです。国民春闘アンケートも集めるだけでなく「要求対話」にいかします。②要求が明確になったら、その要求を如何に実現させるかの「作戦対話」で、当事者である組合員と作戦プランを練りあげることです。そして、③仲間を増やすことです。その要求にかかわる当事者が声をあげることがもともと要求を実現させる力となります。「仲間増やし対話」を徹底しておこなうことです。こうした、「要求対話」→「作戦対話」→「仲間増やし対話」を「困難な生活や職場の現状の背景にはなにがあるのか」「労働組合とはなにか、何ができるのか」などの対話と学びあいを春闘前段闘争として位置づけて 25 国民春闘に立ち向かっていきます。

職場はもとより労働組合活動での心理的安全性を高めることも含めて「職場活動、職場闘争の強化」を具体化します。

2. 「労基法解体を許さず改善求める！職場総点検運動」をスタートさせる

秋季年末闘争を「労基法解体を許さず改善求める」たたかひのスタートとするために重点課題と位置づけます。厚生労働省は、現在、「労働基準関係法制研究会」（労基研）に、労働基準法と労働基準行政の在り方についての抜本的な見直しをする課題を委嘱し、議論をすすめさせています。多様で柔軟な働き方が広がる下で、労働基準法の「根幹にかかわる概念の見直し含む見直し」が必要として、およそ企業都合による規制緩和をするための議論です。「40 年に一度の大改正議論」とされ、企業都合ですすめられる「労基法解体」といえる危険な議論がすすめられています。すでに論点は一巡したとされています。労基法解体を許さず改善を求めるたたかひが急務です。「労働時間の 1 日 7 時間制」の実現など、労働基準法の抜本改正を求めるたたかひです。

全労連は、2024 年 7 月 5 日に厚生労働大臣に意見書を提出しました。労働基準法が一律規制であることの意義の再確認と労働時間法制における多様な例外規定の撤廃、労働時間の原則の改善

（法定労働時間を 1 日 7 時間・週 35 時間に）など、労基法全般に関わる規制強化と職場要求にもとづく改善を求めるものです。

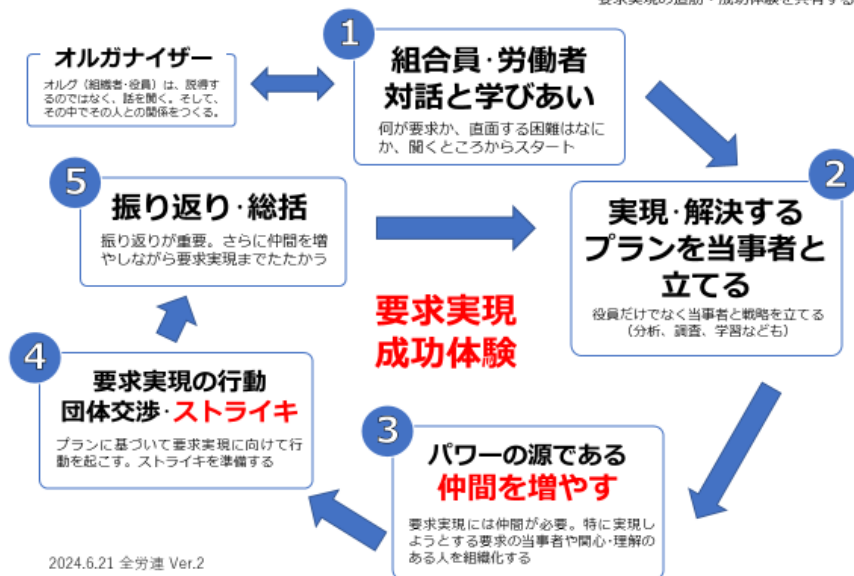
大切なことは、職場での労働組合としての規制力を発揮するとともに、職場や地域から現場の生の実態を告発し、政府や財界などの使用者側にぶつけていくことです。さらに、職場要求からの改善を求めることです。

職場・地域での徹底した、①学習やディスカッションなどで「労基法解体の狙い」「改善させたい要求」などを組合員や職場や地域の労働者に知らせること、②職場の労働時間や休日、36 協定などの働き方に関わる「労基法解体を許さず改善求める！職場総点検運動」、③職場実態の告発をリアルな事例を集め社会的におこなうとともに、政府や財界にぶつけていくこととします。

このたたかいを通じて改めて職場の労働実態、労働者の働かされ方を見直す機会としても位置付けてたたかうこととします。

「対話と学びあい」から「要求の求心力で組織拡大」する概念図

要求実現の道筋・成功体験を共有する



I. 賃上げ・労働時間短縮、最低賃金、社会的な賃金闘争、労基法解体を許さず改善求めるたたかい

1. 大幅賃上げ・底上げ、最低規制の強化、最低賃金全国一律の実現とストライキ

(1) 賃金引き上げ・底上げをはかる

①秋闘・年末一時金要求実現めざすたたかい

24 国民春闘では、ストライキ等の闘争戦術を活用し、産別や地域の統一への結集を強めた賃上げ闘争が展開され、額では 1998 年以来 26 年ぶり、率では 1997 年以来 27 年ぶりとなる賃上げの到達を実現させました。しかし、獲得できた賃上げは全体として物価高騰には見合わず、生活改善のため、秋季年末闘争で不足分を取り返すたたかいを強めることが求められています。

24 秋季年末闘争で求める一時金は、私たちの生活に不可欠な賃金の一部であり、物価高騰の下で、その要求は切実さを増しています。24 国民春闘の経験をいかし、仲間との対話・討議を重視して、要求を練り上げ、ストライキを背景に統一行動へ結集し、粘り強くたたかいます。

②「対話と学びあい」の実践として職場要求にもとづく対話・討議の推進

「対話と学びあい」の実践として、一時金とともに、職場要求にもとづく対話・討議に取り組みます。要求を明確にし、要求の当事者である組合員と作戦プランを練りあげ、その要求にかかわる当事者=仲間を増やして要求を実現する取り組みをすすめます。特に、24 国民春闘で要求提出¹できなかった単組・支部等は、職場の実態、課題から出発し、解決に向けて確信をもって自ら実践、行動に足を踏み出せるよう取り組みます。

また、25 国民春闘をにらみ、学びあいの実践として「要求を考える」「労働組合だからできること」「ストライキとは、統一闘争とは」「なぜ最低賃金が重要なのか」「男女の賃金格差とジェンダー平等」「非正規差別がつくり出しているもの」などをテーマにした学習会に取り組みます。

③25 国民春闘に向けた取り組みの具体化～25 国民春闘アンケートと要求討議の推進～

25 国民春闘は、生計費原則にもとづく要求の実現で、物価高騰を上回り生活改善が実感できる持続的な賃上げを実現し、「賃金が下がり続ける国から、賃金上がる国への転換」をめ

¹ 24 国民春闘での要求提出率は 65.3%（1623 組合）でした。（全労連・国民春闘共闘：第 8 回進ちょく状況調査・最終より 2024. 7. 4）

致します。「ジェンダー平等」実現に向け、職場から、男女の賃金格差の可視化・是正を求めていきます。

「働くみんなの要求アンケート」を秋の早い段階から集める行動を展開します。「働くみんなの要求アンケート」での対話を重視し、組合員だけでなく、未組織の仲間との対話に取り組みます。集約した結果から、労働者の生活実感や賃金要求、政策・制度への関心を把握し、統一要求をつくるための基礎資料とします。また、春闘要求の正当性を明らかにし、社会的にアピールするとともに、政府・財界に実現をせまるものとしていきます。

また、「働くみんなの要求アンケート」にもとづく組合員の生活実態と実態を土台に据えた職場での討議が要求実現のたたかいをすすめる団結づくりの原点であり、単産役員が足を運び、繰り返し、話しあいを援助します。また、アンケートに協力してくれた未組織の仲間と話し合いの場を意識的につくり、その要求をどう実現させるかの「作戦対話」をすすめ、要求実現の組合加入をよびかけます。

第 1 次集約は、構成人員の 2 割以上回収を目標に 11 月 7 日(木)とし、11 月 24 日(日)～25 日(月)の 25 国民春闘討論集会で中間報告します。第 2 次集約は、構成人員の 8 割以上回収を目標に 2025 年 1 月 7 日(火)とし、1 月の国民春闘共闘単産・地方代表者会議、および 1 月下旬に開催する全労連第 66 回評議員会に発表していきます。

(2) 「チェンジ全国一律最低賃金」キャンペーン

2024 年度の最低賃金改定に向けた取り組みをすすめるとともに、「チェンジ全国一律最低賃金」キャンペーンに取り組みます。

- ① 2024 年度の最低賃金改定を審議する地方最低賃金審議会に向け、大幅引き上げ・格差解消に求める行動を強めます。また、10 月 1 日(火)を中心に、改定された最低賃金の周知と全国一律をめざす宣伝行動を行います。
- ② 全国一律法改正実現への要は、職場・地域からの声が強まること、当事者性を発揮した運動の構築にあります。最低賃金近傍で働く労働者（正規、非正規、女性、若者、高齢者）が自らたたかうアクションとして新たに「チェンジ全国一律最低賃金」キャンペーンを具体化します。最低賃金近傍で働く労働者（正規、非正規、女性、若者、高齢者）の集まる場を設定し、低賃金のために「あきらめていること」「足りないこと」への気づきを促す対話をすすめることから取り組みます。2024 年度の最低賃金改定結果を踏まえ、「チェンジ全国一律最低賃金」キャンペーンのスタートとなるオンライン集会を 10 月 4 日(金)に開催します。
- ③ 学習会・シンポジウム、最低賃金生活体験や最低生計費試算調査に取り組み、学び、調査・体験を通じて、運動の担い手を広げていきます。
- ④ 全国一律法改正に向けた「4 つのポイント」をもとに国会議員要請行動を、理解を得るまで繰り返し取り組みます。賛同を得た国会議員とともに学習会・シンポジウム、自治体に向けた行動に取り組み、世論を広げます。

- ⑤ 全国一律法改正に向けた個人署名に取り組みます。
- ⑥ 当面、全ての都道府県から「全国一律」の決議をあげることと過半数の自治体決議をめざし、自治体意見書採択運動をすすめます。

（3）25 国民春闘勝利めざして春闘前段闘争でストライキと統一闘争を準備する

賃上げをはじめとする切実な要求の実現へ、すべての組織が、ストライキ等の高い交渉力を発揮しうる手段を使ってたたかえる労働組合となることをめざします。要求討議、要求提出、団体交渉、ストライキ権の確立など基本的な行動の具体化をはかるとともに、産別統一ストや地域の統一闘争に結集するたたかひの強化を図り、春闘に勝利するために、24 秋闘から徹底した準備を行います。国民春闘共闘委員会は 10 月 18 日(金)に 2025 年度年次総会を開催し、25 国民春闘構想（案）を提起し、準備を開始します。

大企業・経営主導による「賃上げ」ではなく、労働組合主導の賃上げを実現するために、25 国民春闘で「要求実現のための戦術(たたかひ方)を学ぼう」(学習資料)を作成、職場から「要求」と「ストも含めた実現するための方法」の議論をよびかけた福祉保育労や、春闘準備を前倒し、ストライキを実施した職場のリアルな経験資料を作成、要求づくりとともに議論をよびかけた生協労連の経験にも学び、25 国民春闘にむけ、産別としてストライキなど高い交渉力でたたかえる組織になる「たたかう労働組合のバージョンアップ」の具体化をすすめます。

また、組合員・労働者の切実な要求実現には、社会的運動の前進で法制度改善や政治を変えるたたかひと職場での対使用者闘争の強化の両方が必要なことを基本に、なぜ産別や地域の統一闘争が必要なのか、産別や地域組織の必要性を含めた学習と方針論議をすすめます。

2. 労基法解体を許さず改善求める大闘争、時短と残業規制の強化

（1）労基法解体を許さず改善求めるたたかひ

労働基準法の改悪の阻止に向け、24 秋闘では、「労基法解体を許さず改善求める！職場総点検運動」をスタートさせ、そのなかで組合員との対話と学びあいを具体化します。具体的な取り組みをすすめるにあたり、中央労働法制連絡会を軸に共闘を広げ、労働界をあげて反対闘争が取り組めるよう奮闘します。同時に、学者・研究者などとの連携を強化します。そのため、次の取り組みを具体化します。

- ① 10 月 2 日(水)に労働法制中央連絡会総会を開催し、加盟組織と情勢認識を共有します。加えて、学習資料の作成や署名行動について具体化をはかります。
- ② 「労基法解体を許さず改善求める！職場総点検運動」の具体化として、職場における労働時間に関する労働協約や労使協定の実態を 10 月から 11 月にかけて調査します。
- ③ 職場での対話と学びあい活動に活用できるよう学習資料（チラシなど）を作成します。
- ④ ジョブ型賃金の導入による労働者間の格差拡大を許さないため、単産と協力して実態把握

をおこなうとともに、労働総研とも連携を図ります。

- ⑤ ジェンダー平等の実現をめざし、経営者に対し男女賃金格差の公表を求めます。また、人事異動による昇進・昇任格差をなくすよう求めます。

（2）法定労働時間 7 時間への短縮、長時間労働の解消めざす

ヨーロッパなみの労働時間をめざし、賃下げなしの時短運動を職場からすすめます。そのため 24 秋闘では、労働時間と生活時間などに関する実態を把握するため、以下の取り組みを行いつつ、アンケート調査などの準備を進めます。

- ① 労働時間短縮運動交流会をオンラインで 11 月に開催します。
- ② 労働法制中央連絡会と連携しながら労働時間と生活時間に関するアンケート調査の実施を準備します。

（3）雇用によらない働き方に適正な労働者保護を

フリーランスの組織化に向け、24 秋闘では次の取り組みを具体化します。

- ① フリーランスを組織化している単産・地方組織から、実態や課題に関するヒアリングを行います。
- ② フリーランスの組織化に向け、単産・地方組織を対象とした学習会を 25 春に開催するため準備を進めます。

（4）職場単位で労働安全衛生の取り組みを進める

職場での労災事故を防ぐ予防対策の強化に向け、労働組合として職場点検活動をおこなうとともに、改善要求を取りまとめます。取りまとめた要求をもとに、経営者（使用者）に対し改善を求めます。

- ① 組合員との対話を通じ、労災事故発生の危険性を調査し、職場要求として取りまとめ、改善をめざします。
- ② 過労死防止対策の強化に向け、全都道府県で 11 月に開催が予定されている「過労死等防止対策推進シンポジウム」に積極的に参加します。
- ③ いの健全国センターが 12 月 13 日(金)に予定している第 27 回定期総会に積極的に結集します。

Ⅱ. 「公共の再生」で持続可能な地域循環型の経済・社会の確立、新自由主義経済の転換をせまる

1. 公共職場の労働者の抜本的な労働条件改善を公務・民間の共同行動を強めて求める

政府・人事院は、公務の職場にも民間と同じように「ジョブ型」人事体制や雇用の流動化などを拡大しようとしています。また、人事評価の賃金反映を強化するなど、ひと握りの高級官僚を優遇する「アップデート」をすすめる一方で、矛盾だらけの地域間格差や経験豊かなベテラン職員の賃金抑制を押しつけています。国民・住民本位の公務・公共サービス、教育を守るためにも、労働基本権が制約された公務労働者に対する一方的な労働条件切り下げは断じて許されません。

24 人事院勧告の確定闘争をたたかいつつ、25 予算編成期の取り組みとして当事者を中心にした行動を公務・民間共同行動を強めて、以下のとおり展開します。

- ① 900 万人以上の労働者に直接的な影響を与える公務員賃金の大幅引き上げと地域間格差の解消、非正規公務員の処遇改善と正規化などを求めて、政府・内閣人事局への追及を強めるとともに、法案提出後は国会議員要請などを展開します。
- ② 人事院勧告が行われた後、地方公務員共闘による地方人事委員会に対する申し入れを実施します。住民の安全・安心を守り、地域経済の好循環を造り出すためにも、公務労働者の大幅賃上げと要員確保を求める自治体要請などを公務・民間共同で取り組みます。
- ③ 独立行政法人や国立大学法人などにおける 24 賃金確定闘争への支援を強めます。
- ④ 会計年度任用職員など非正規公務員の雇用を守り、処遇改善を求めるたたかいを、当事者と職場と地域が一体となって展開していきます。
- ⑤ 公務員の労働基本権と政治活動の自由を回復させるたたかいを強めます。
- ⑥ 「公共の再生」のとりくみと結合し、公務員削減計画に反対し、大幅増員を要求していきます。
- ⑦ 教育・医療・福祉・保育の充実のために、ゆとりある人員配置を要求するとともに、「給特法」を見直し、教職員の長時間過密労働の縮減を求めていきます。

2. 「地域ならではの公共」を地域住民との共同で再生めざす

自分たちの生活圏を視野に「公共の再生」をめざさなければ地域の維持ができない「地域ならではの課題」を明確にして、労働組合と地域住民が一体となってすすめる共同のたたかいをめざします。

そのため、各地で取り組まれている民営化や統廃合反対の取り組みについて、交流をはかります。また、自治体訪問・懇談などをはじめ、事例を収集しながら取り組みを共有します。

- ① 「公共の再生学習交流集会」（仮称）を 10 月 30 日(水)にオンライン併用で開催します。
- ② 取り組みの事例収集とともに共有を進めます。

3. 地域ぐるみで「地域循環型の経済・社会の構築」めざす

持続可能な地域循環型の経済・社会の構築をめざし、単産・地方組織が一体となって経済団体をはじめ広範な民主団体や自治体との懇談などを全国ですすめます。

懇談にあたっては、地域の実情に応じ、①ジェンダー平等と管理職登用の推進、②デジタル化による人員合理化や窓口削減反対、③「教育大運動 1741」の推進、④公契約条例・公契約法の策定推進、⑤国や自治体業務の民間委託・指定管理者制度の拡大反対、⑥防災対策の強化、⑦学校や医療機関の統廃合反対（地域医療構想への対抗）などの課題を取り上げます。また、懇談をすすめるにあたっては、単産の協力を得ながら次の取り組みを追求します。

- ① 懇談実施に向けた意思統一集会の開催を検討します。
- ② 職場見学や組合員からの職場実態報告会を検討します。
- ③ 懇談への組合員参加をめざします。
- ④ 公契約条例制定に向けた学習会の実施を検討します。
- ⑤ 11 月 23 日(土)に予定されている地域医療全国交流集会へ積極的に結集します。

4. 社会保障の充実でいのち守る体制をめざす

（1）社会保障を充実させ、ケア労働者、公務公共、教育の労働条件改善を

政府が給付する診療報酬・障害サービス等報酬・介護報酬の改定による処遇改善をめざし、次の取り組みを進めます。

- ① 年末までの集約をめざし、介護労働実態調査を実施します。
- ② 2024 年報酬改定の検証を政府に求め、早急な改善をめざします。
- ③ 9 月 26 日(木)に予定されている「いのちと暮らしを守る国民集会」に積極的に結集します。

（2）政府の「全世代型社会保障」政策と対決し、社会保障の充実を求める

中央社保協の方針に基づき、24 年秋闘で準備されている取り組みに積極的に結集します。具体的には、次の取り組みを重視します。

- ① 8 月 31 日(土)～9 月 1 日(日)に大阪市で開催される中央社保学校に積極的に結集します。
- ② 軍拡よりも社会保障を国会請願署名の取り組みをすすめ、秋の臨時国会で提出します。
- ③ 介護国会請願署名の取り組みをすすめ、秋の臨時国会で提出します。
- ④ 年金署名の取り組みをすすめ、秋の臨時国会で提出します。
- ⑤ 年金者組合と共催で 11 月 8 日(金)に年金者一揆を日比谷野外音楽堂で開催します。
- ⑥ 11 月 4 日(月・祝)に予定されている全国保育大集会に積極的に参加します。

5. 税の民主化をめざし、現行の保険証を存続させる

物価高騰が止まりません。2024 年 5 月の消費者物価指数は対前月比で 0.5%の上昇、前年同月比 2.8%の上昇、総合指数は 2020 年を 100 として 108.1 となっています。

物価上昇に賃上げが追いつかないため労働者の実質賃金も下がり、2024 年 3 月の実質賃金指数は 2020 年を 100 とすると 87.5 にまで落ち込んでいます。

岸田首相は、所得税減税（定額減税）を打ち出しましたが、わずか 4 万円で一回限りという何の効果もないものでした。物価高騰対策に最も有効とされる消費税減税は検討すらしません。減税の実施により政権支持率の回復も見込んでいましたが、これにも効果がありませんでした。

「消費税廃止各界連絡会」「3.13 重税反対中央実行委員会」「いのちとくらしを守る税研集会実行委員会」に結集し、広範な団体とともに街頭宣伝や研究会・集会の成功をめざし、「消費税廃止」「インボイス中止」と大企業に相応の税負担を求めていきます。

政府が、新たな健康保険証の発行は 2024 年 12 月 2 日(月)をもって廃止するとしていますが、「保険証残せ」の声は日増しに高まっています。全労連は「マイナンバー制度反対連絡会」に結集し、中央社保協や保団連、医団連、高齢期運動連絡会などと共同して政府に保険証廃止方針を撤回させる運動をすすめます。

- ① 消費税廃止各界連の定例街頭宣伝などに参加し、消費税廃止の世論を広げます。
- ② 9 月 20 日(金)の「3.13 重税反対統一行動の発展をめざすシンポジウム」の成功をめざし、参加を呼びかけます。
- ③ 2024 年中に開催予定の「第 7 回のちとくらし税研集会」の成功に向けて、実行委員会に参加して開催準備をすすめます。
- ④ マイナンバー制度反対連絡会として「現行の保険証を残してください」署名に、引き続き取り組みます。マイナ保険証問題を考える学習会や銀座デモ、省庁抗議行動などに取り組みます。2024 年 12 月の健康保険証廃止を撤回させるため、マイナンバー制度反対連絡会が新たに作成したリーフを活用し、地方・地域での宣伝行動を強化します。

6. 食と農業を守る

先の通常国会で食料・農業・農村基本法の改定が可決・成立し、唯一の目標として掲げていた食料自給率が指標のひとつに格下げされました。食料自給率を落ち込ませてきたことへの反省もないまま、その目標を投げ捨てるものです。

また、米、麦、大豆などの食料が大幅に不足する恐れがある場合に、政府が生産者などに増産や生産転換などを指示できる食料供給困難事態対策法案なども決定しました。これは花農家にイモの作付けを強要し、指示に従わなければ罰金刑に処するという、「戦時食糧法」とも言えるものです。

全労連は、国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会（全国食健連）に引き続き参加し、生産者団体や消費者団体と手をつなぎ、食料自給率向上を求める運動を広げていきます。

- ① 9月7日(土)に開かれる全国食健連第35回定期総会で、2023年度の活動のまとめと2024年度の活動方針を確立します。
- ② 10月から12月にかけて、食料自給率向上や家族農業の支援の充実などを求める「秋のグリーンウェーブ行動」を全国で取り組みます。
- ③ コロナ禍のもとで4年間開催できなかった収穫祭を昨年再開しました。今年も収穫祭を開催します。
- ④ 全国食健連の枠を超えて、消費者団体や生活協同組合など幅広い団体とともに、食料自給率向上を求める運動の実現をめざします。

7. 能登半島地震、被災地の復旧・復興

全国災対連、石川災対連とともに被災者の生活再建や生業の再生などに向けて引き続き取り組んでいきます。今回の震災で明らかになった「マンパワー不足」に対して任期付職員ではなく、正規職員で公務・公共サービスの拡充を求めています。

全国災対連に結集し東日本大震災以来、変わらない被災者生活支援金の850万円以上への増額をはじめ半壊・一部損壊・床下浸水までの支援拡大など被災者生活再建支援制度の拡充を求めています。

【当面の支援ボランティア計画】

- 8月24日(土) 第6次能登半島地震支援ボランティア（～25日(日)）
- 9月28日(土) 第7次能登半島地震支援ボランティア（～29日(日)）
- 10月26日(土) 第8次能登半島地震支援ボランティア（～27日(日)）

Ⅲ. 平和と憲法を守り、憲法をいかに政治への転換をはかる

1. 「戦争国家」づくりを阻止するたたかい

5 年間で 43 兆円となる大軍拡の 3 年目となる 2025 年度予算編成にあたり、軍事費増加とそのための増税を許さないたたかいを進めます。「総がかり行動実行委員会」「大軍拡・大增税 NO！連絡会」に結集して、広範な市民と団体の連帯で岸田政権の暴走を許さず、「戦争国家」化を阻止するたたかいをすすめます。市民の意に反して進められる「戦争国家」の実態を広く知らせ、反対の世論を大きくして政府を包囲するたたかいを進めます。25 年度の国家予算編成にあたり、社会保障や教育の充実など国民要求を予算に反映させることを求めるとともに、「軍事費削って暮らし・福祉に回せ」の世論を大きくする運動に取り組みます。

- ① 「戦争国家」づくりの現状と問題について明らかにする学習会・地域宣伝などに取り組みます。
- ② 「総がかり行動実行委員会」や「大軍拡・大增税 NO！連絡会」の提起に応え、集会や署名宣伝行動などに取り組みます。
- ③ 「総がかり行動実行委員会」が呼びかける「憲法改悪に反対する全国署名」に、引き続き取り組みます。
- ④ 組合員の学習用に全労連新聞の「平和・憲法号外」を作成します。

2. 憲法改悪を阻止するたたかい

岸田首相が並々ならぬ意欲を示していた、自らの総裁任期中の改憲は、裏金疑惑の解明を求める世論と、裏金に汚れた手で憲法を触らせない野党の奮闘により、事実上不可能となりました。憲法を守る国民と野党の勝利です。

引き続き、緊急事態での議員の任期延長を可能とする憲法改悪を許さない運動をすすめます。

- ① 全労連憲法闘争本部を随時開催し、憲法を守る取り組みをすすめます。
- ② 「憲法共同センター」や「総がかり行動実行委員会」が取り組む行動への組合員の参加を呼びかけます。9 月 12 日に行われる憲法共同センター第 11 回総会の成功をめざします。
- ③ 各地で「9 の日宣伝」や「19 日行動」に取り組みます。商店街や駅頭などで宣伝行動やデモ行進など、世論に訴える行動をおこないます。
- ④ 職場と地域で平和と憲法の学習と「憲法改悪を許さない全国署名」に、引き続き取り組みます。
- ⑤ 11 月 3 日(日)の憲法集会を大きく成功させ、「憲法守ろう」の世論を喚起します。

3. 戦争のない平和な世界をつくる取り組み

ロシアによるウクライナ侵攻が長期化しています。欧米各国がウクライナに武器を供与しており、対話による終息ではなく、武力衝突の拡大で戦争をあおっています。

イスラエルによるパレスチナ自治区ガザへの無差別大量虐殺が続けられ、犠牲者は 37000 人を越えています。

日本は「戦争の放棄」を掲げた憲法第 9 条を持つ国として、対話による平和外交をすすめて世界の平和に貢献するべきですが、岸田首相は 4 月にアメリカを訪問し、バイデン大統領とアメリカ議会に、自衛隊を指揮下におき、統合した行動をとることを約束してきました。日米安保条約を廃棄し、日本から在日米軍を一掃することが、世界平和にとって決定的に重要です。

- ① ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザ攻撃など戦争を止めるために、総がかり行動実行委員会に結集して、街頭宣伝、デモ行進、大使館抗議行動などに取り組みます。
- ② 日本政府に対し、対話による平和外交で紛争の解決に最大限努力するよう、強く求めます。
- ③ 政府が閣議決定した次期戦闘機の共同開発と殺傷能力を持つ武器の輸出に反対し、日本を「死の商人国家」にさせない取り組みをすすめます。日本の軍事研究育成・軍事産業推進に反対します。各地で街頭宣伝や政府に対する抗議行動に取り組みます。
- ④ 在日米軍基地の機能強化に反対し、抗議行動や監視活動に取り組みます。基地のある自治体当局への要請や懇談に取り組みます。沖縄での米兵による女性への暴行事件が多発していることと、日本政府が事件を隠蔽したことに強く抗議し、宣伝行動などに取り組みます。在日米軍基地の撤去と日米地位協定の廃止を強く求めます。
- ⑤ 11 月 16 日(土)にオンライン開催される「2024 年日本平和大会」の成功をめざします。

4. 核兵器のない世界をめざす取り組み

ロシアのプーチン大統領は、ウクライナに対して核兵器使用も辞さないと言っています。ロシア当局は 5 月 6 日、「西側諸国の脅しへの対応」としてウクライナとの国境に近い地域で、戦術核兵器の使用を想定したミサイル訓練の準備を開始しました。

一方、アメリカのリンゼー・グラハム上院議員は、広島・長崎への原爆投下が「戦争終結につながった」として「イスラエルは負けるわけにはいかない、これは広島と長崎の究極版だ」と発言し、ガザ地区への核兵器使用を促しました。現実の戦争で核兵器が使用される可能性が高まっています。ロシアの発言もアメリカの発言も、「核抑止論」が破綻し、戦争しないための抑止どころか、むしろ積極的に使おうとする立場であり、国際世論から見ても到底受け入れられるものではありません。

2024 年はビキニ被災 70 年です。また、2025 年は広島・長崎への原爆投下から 80 年を迎えます。今年から来年にかけての節目の年に、核兵器廃絶、核のない世界の実現に向けて反核平和の取り組みをすすめます。

- ① 政府に「核兵器禁止条約」への批准・署名を求めます。原水爆禁止日本協議会（日本原水協）が呼びかける「ビキニ被災 70 年から被爆 80 年へ・非核日本をめざす全国キャンペーン」に応え、「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」に、引き続き取り組みます。「展示パネル」の普及に取り組み、被爆の実相を広く伝えます。
- ② 政府に「核兵器禁止条約」の批准・署名をせまるため、自治体の意見書採択運動に取り組みます。議員要請や自治体首長との懇談などに、積極的に取り組みます。
- ③ 2025 年 3 月 3 日(月)から国連本部で開催される「核兵器禁止条約第 3 回締約国会議」の成功に向けて、日本原水協に結集して運動をすすめます。

5. 要求実現が可能な政治への転換をはかる

6 月に発表された直近の世論調査では、政権支持率が 19.1%と、過去最低を更新しました。内閣支持率が 20%を下回るのは、自民党が 2012 年に政権復帰してからはじめてのことです。金権腐敗にまみれた自民党政治を終わらせ、自公政権からの転換をはかって国民・労働者の要求を実現することが求められています。

2024 年秋の臨時国会に向けて、各省庁の次年度予算の概算要求が始まります。軍事費の削減、社会保障や教育の拡充、実効ある少子化対策など、国民の要求を反映した予算とするための取り組みをすすめます。

- ① 来る総選挙に向け、「全労連総選挙闘争方針」に基づき、野党候補の勝利に向けて労働者の要求を実現する立場で選挙に臨み、統一候補の公約や主張を組合員に周知し、議論を呼び掛けます。
- ② 2025 年に予定されている参議院議員選挙では、全労連と要求で一致する政党に所属する参議院議員の躍進のため、「参議院選挙闘争方針」を確立し、選挙に臨みます。
- ③ 総がかり行動実行委員会が提起する「the END 自民党政治大運動」に結集し、19 日行動やパレードなど、自民党政治を終わらせるための諸行動に取り組み、政権交代に向けた世論を大きくします。
- ④ 国民大運動実行委員会に結集して、国民の要求が反映した予算の概算要求とするよう、各省庁への要請行動に取り組みます。

IV. 組織を強く大きくし、要求実現を

引き続き物価の高騰と実質賃金の下落により、労働者の生活苦が深刻です。賃上げ要求が強まり、ストライキでたたかう労働組合への期待が強まり、「労働組合に入って交渉したい」との声が労働相談センターに寄せられています。

ハラスメントに関わる相談が増加し、問題の深刻さに「自分が悪いのでは」と多くの労働者が苦しんでいます。長時間労働とハラスメントなど問題が複合化してもいます。資本は労働問題への無関心さを意識的に作りだし、労働者を労働組合から遠ざけようとします。個人の問題を職場の問題に、組合加入と組合づくりで問題を解決し、働き続けられる職場づくりをすすめていく必要があります。対話と個人に寄りそう支援を職場、地域で強めます。

業界や業務の再編により、個人事業主をいっせいに切り捨てるヤマト運輸や電機業界などでストラが日常化しています。これに組織化で対抗し、地域での共闘と統一行動を展開して労働者保護、人権を守らせる取り組みを強めます。

労働組合の組織率が 16.3%（2023 年）となり、産業、職場、地域への労働組合の影響力の低下が懸念されます。100 万人全労連の回復に向け、組合員が行動に立ち上がり、非正規労働者、女性、青年の組織化と共済加入を重視し、ジェンダー平等の推進、個人の尊重と心理的安全性の確保、「役員・組合員ともに成長できる会議や集会づくり」をすすめます。

既存組織の強化はまったなしです。単産と地方組織一体となって、組織強化と拡大に取り組みます。全労連は研修・研究機能を具体化し、組織の基礎力量を高めます。

1. 組合員の力を引き出し、要求運動と組織拡大の結合で組織再生を

早期の 100 万人全労連への回復をめざして、研修・研究機能の構築をはじめとした新中期計画の具体化をはかり、オルガナイザーの養成、既存組織の強化拡大と未組織労働者の組織化をすすめます。

単産・地方組織「組織強化・拡大交流会」を 12 月 12 日(木)に開催します。既存組織の強化・拡大、5 千人未満組織対策、地域組織強化、単産・地方組織一体での未組織労働者の組織化など組織課題の取り組みについて実践交流と教訓化をすすめます。

(1) 「職場活動・職場闘争の強化」

職場組織は全労連運動の基礎であり、労働者にとって最も身近な困難と要求が存在します。対話で個人の困難から出発して強い要求づくりと要求の求心力で組織化し、自覚的に力を発揮する組合員を大勢にすることをめざします。

職場組織の困難に目を向け、職場活動・職場闘争を強化し、身近で切実な要求実現の成功体験を積み重ねて、ストライキができる力量のある組織づくりをすすめます。近未来に実現可能と思える要求を

（2）学習・教育、研修・研究の新たな機能構築をスタートさせる

組織建設新中期計画の要として、研修・研究機能の構築と具体化をすすめます。学習教育委員会で加盟組織の実践と現状を踏まえ、学習教育要綱の見直しをすすめます。初級のわくわく講座、組織化モデルへの転換をめざすワークショップ型の基礎講座、実践講座としての「ゆにきゃん」、単産・地方組織役員向けのオルグ養成講座の構築を基本に、全労連の教育プログラムの体系化をすすめます。

- ① 学習教育担当者会議を 10 月 17 日(木)に開催し、研修・研究機能の具体化、学習教育要綱改定に関わっての意見交換をすすめます。
- ② わくわく講座の 2024 年度受講者数目標を 1,000 人とし、職場、地域、執行部での集団学習を促進し、組織強化をはかります。
- ③ 「ゆにきゃん」の 2024 年度開催予定を、第 1 回：9 月 21 日(土)、第 2 回：11 月 30 日(土)、第 3 回：3 月 2 日(日)とし、準備をすすめます。フルワークショップ（2 日間）については、2025 年 6 月下旬から 7 月上旬を開催予定とし、参加者が職場や地域での具体的なキャンペーンの計画をその場で立てられるよう内容を充実させます。
- ④ 労働者教育協会主催で 10 月 12 日(土)から 13 日(日)に千葉市内で開催される全国学習交流集会の参加を呼びかけ、成功に尽力します。「学習の友」の普及、勤労者通信大学労組コースの受講を広げます。

（3）全労連共済拡大

全労連共済拡大 5 カ年計画をこの秋に提起する予定としています。新たなキャンペーンの展開と組織共済未加入単組支部の加入促進をはかります。

（4）情報発信の強化に向けて

組織内外への情報発信力の強化に向け、加盟組織の情報発信に必要な知識とスキルを習得し、戦略的な情報発信と組織拡大をめざして連続講座を実施します。媒体ごとの発信の役割や効果を検証し、経験交流をはかることで全労連組織全体での発信力の向上に資するようにします。

（5）全労連「労働運動集会 2025」の開催について

単産と地方・地域組織の取り組み、分野別の要求運動と組織化の実践を一体的に交流できるよう全国集会を開催します。2 年に 1 度の開催をめざします。

これまでに取り組んでいる全労連主催の諸交流会が全国集会に合流できるよう調整をはかり、実行委員会形式をとって企画と運営の準備をすすめます。

2. 非正規差別ゼロ実現、非正規労働者やフリーランスなど、当事者の組織化で要求実現を

雇用労働者のうち 4 割が非正規雇用労働者となっています。フルタイムで働く非正規雇用労働者も増え、正規雇用から非正規雇用への置き換えがすすんでいます。

女性労働者の 7 割は非正規雇用労働者といわれています。非正規雇用労働者や女性労働者への差別などはジェンダー不平等の表れです。24 国民春闘を「非正規春闘」として、「非正規要求の前進なしに終われない春闘」をたたかしましたが、引き続き、職場・地域の賃金水準・労働条件の底上げのために非正規労働者を組織化し要求の実現をめざします。

フリーランスの組織化に向けて労災保険の特別加入の受け皿となる団体の設立を準備します。

3. ジェンダー平等推進、女性差別根絶の実現をすべての運動に

全労連は第 31 回定期大会でジェンダー平等宣言を採択して以降、宣言の実践で運動と組織を変え、多様な要求運動と当事者の組織化を提起しました。単産、地方組織で学習と宣言づくりがすすみ、方向性が共有されています。機関会議での女性の 3 分の 1 以上の参加や働く女性の集会への男性の参加等により、女性の要求を「女性部まかせ」にせず、労働組合の課題にする取り組みが広がりつつあります。

全労連の「取り組みの指標」にもとづく進捗状況の把握と取り組みを強化するための方策について集会等をもって提起します。

ジェンダー平等社会の実現をめざし、税と社会保障の世帯単位から個人単位へ、個人の自立を支える賃金・税・社会保障制度に関する政策づくりをすすめます。

ジェンダー差別や格差による低賃金や差別的処遇、家族的責任と働き方の両立への支援不足、ハラスメントに苦しむ労働者に寄りそい、当事者との対話と学びあいから要求をかかげ、運動を展開します。

- ① 引き続き、幹事会のもとにジェンダー平等推進委員会を設置し、全労連の組織と運動におけるジェンダー平等推進を強化します。すべての加盟組織でのジェンダー平等宣言づくり運動の継続、援助を強めます。
- ② 間接差別や男女の賃金格差の是正と解消、ハラスメント根絶、「年収の壁」問題の運動化、女性差別撤廃条約の選択議定書批准を求める運動などを柱に要求運動をすすめます。
- ③ ジェンダー平等推進秋の交流集会を 10 月下旬から 11 月上旬に計画します。

4. 未組織労働者の組織化

- ① 「対話と学びあい 24 秋闘実践講座」を 3 回（9 月 25 日(水)、10 月 23 日(水)、11 月 21 日

（木）予定）開催し、対話と要求運動、組織化の実践を学びあい、教訓化をすすめます。

- ② 労働相談を組合結成につなげていくために、労働相談員交流会を 11 月 29 日（金）にオンラインで開催します。
- ③ 情勢にあわせ「労働相談ホットライン」を提起します。

5. 仲間の力ですべての争議の早期解決めざす

争議を単産・地域で抱え込むのではなく、全国の仲間に支援を要請し仲間の力ですべての争議の早期解決をめざします。地域では争議支援総行動をはじめ社前行動などの具体化もはかります。全労連では、東京地評と共同による秋の争議支援総行動を 12 月 5 日（木）に実施します。

国民に開かれた司法制度を求め、毎年、東京地評・国民救援会・自由法曹団などと実行委員会をつくり取り組んでいる司法総行動を 10 月 4 日（金）に実施します。

6. 中央・都道府県労働委員会対策と労働審判員の任命

第 38 期中央労働委員会労働者委員の複数任命を勝ち取るために、候補者を先頭に運動をつくりします。全国から 4,500 団体を目標に公正任命を求める団体署名を集約し厚労省に提出していきます。中央と都道府県の労働者委員のスキルアップをめざし、全国労働委員会対策会議主催で秋の中央・都道府県労働委員会の労働者委員研修交流会を 10 月 31 日（木）に開催します。

2025 年 4 月 1 日任命の労働審判員の推薦締め切りは 9 月 26 日（木）です。

7. 共済運動の発展

各単産が展開する秋の組織拡大運動と一体となった共済拡大を引続き展開します。

この間、発生した能登半島地震や甚大な災害となったコロナ感染症において組合員からいっそうの信頼を得ることになった共済運動に確信を持ち、加入拡大を進めます。

全労連共済がこの間取り組み、実績をつくった「対話キャンペーン」を引き続き展開すると同時に 2025 年 4 月実施となる「自然災害特約」の加入を促進します。9 月開催の「第 19 回組織代表者会議」では、初となる 5 カ年計画「新規・増口加入者 16,000 名、年間掛金約 5000 万円実増計画」の具体案を提起し、意思統一をはかり運動をスタートさせます。

8. 青年部、女性部、非正規センター

（1）青年部

- ① 全労連青年部が参加する Ring! Link! Zero 実行委員会が運営する 8 月 5 日（月）の原水爆禁

止世界大会の分科会・青年のひろばへの結集を呼びかけ、被爆体験の継承、反核平和に取り
組む各地の青年と交流し、大会成功に向けて尽力します。

- ② 9月28日(土)～29日(日)に開催される全労連青年部第37回定期大会を成功させ、青年の
仲間づくりと活動の強化、地方組織の青年組織の悩みに寄り添うサポート体制の確立と青年
独自の要求運動、生活と権利を守る運動の前進をめざします。
- ③ 2025年2月22日(土)～24日(月)に開催予定の全労連青年部主催の沖縄ピースツアーの成
功に向けての事前学習や学習交流を企画します。
- ④ 対面での青年部企画に積極的に参加し、わくわく講座の積極的な受講を進めるほか、プロ
ック単位の青年部交流の強化・再建に向けての取り組みをすすめます。
- ⑤ 全労連青年部が参加する高校・大学生、青年の雇用と働くルールを求める連絡会（就職連
絡会）が11月29日(金)の中央行動および学習会（予定）の成功と、就職活動ルールの徹底
やワークルールの推進など、全労連の権利手帳を活用した運動を提起してすすめます。

（2）女性部

全労連女性部第35回定期大会を9月7日(土)～8日(日)に開催し、2023年度運動の経過と到達
を振り返り、2024年度の運動方針、課題と取り組み、2024年秋季年末闘争方針を確認します。

日本政府に対して、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求めるとともに、民法を改正し選択
夫婦別性制度を導入するように求める運動をすすめます。また、ジェンダー平等の推進と、引き
続きハラスメント根絶に向けた運動など、運動参加を具体化していきます。

- ① 約5年に一度おこなわれる2025年実態調査の準備をはじめます。
- ② 憲法改悪を許さず、憲法を守りいかす取り組みをすすめます。
- ③ 女性部作成の「憲法をいかそう」フラッグを積極的に活用します。8月6日(火)の「核兵器
なくそう女性のつどい in ヒロシマ」、8月24日(土)に開催される「2024年戦争はごめん女
性のつどい」を成功させ、「安保三文書の具体化で国民のくらしはどうなる？」を学び、戦争
回避の道を考えます。
- ④ 9月28日(土)～29日(日)に開催される「第69回日本母親大会 in 和歌山」の成功に向けて
取り組みます。
- ⑤ 10月にスイス・ジュネーヴで開催される国連女性差別撤廃委員会の日本報告審議に代表を
送ります。「私が私らしく生きていくために」カンパチラシを活用し、学習を深めます。より
よい勧告を引き出せるよう、1) 日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク、日本婦人団体連
合会とともにカウンターレポートを送ります、2) ロビー活動を積極的におこないます。「選
択議定書」批准に向け、実現する会の行動に結集します。
- ⑥ 11月16日(土)～17日(日)に開催される「第69回はたらく女性の中央集会 in 岩手」を成
功させ、ジェンダー平等の運動をすすめます。
- ⑦ 11月30日(土)の婦団連総会に参加し、連携強化に努めます。

- ⑧ 12 月 8 日(金)、日本母親大会連絡会がよびかける 12.8 全国連鎖行動に結集します。
- ⑨ 25 国民春闘女性部討論集会を 12 月 15 日(日)に開催します。

(3) 非正規センター

- ① 25 国民春闘も「非正規春闘」として大きく展開し、均等待遇の実現・ジェンダーギャップの解消をめざし、非正規センターとしても発信していきます。
- ② 職場・地域で非正規雇用組合員が参加する活動をつくれるように、オンライン学習会を準備していきます。9 月 12 日(木)夜に「声を上げ、みんなが主体者となる運動をつくろう！ーレイバーノーツ大会の報告」をオンラインで開催します。職場・地域ではオンライン学習会にあわせ、非正規雇用組合員の交流会を検討します。
- ③ 10 月 20 日(日)に全労連非正規センター第 17 回定期総会を開催します。全国の仲間の参加で成功させ、当事者の組織化と運動の交流をすすめます。
- ④ 来年、広島で開催する「非正規で働くなかまの全国交流集会 in 広島」の準備を始めます。

9. 国際連帯

二国間の連帯強化に向けて国際交流を強化します。

加盟組織の国際連帯活動強化を目的に、国際活動担当の役職員を対象に情勢などのテーマ別学習、相互の国際活動の経験交流をおこなう国際活動担当者会議を開催します。国際活動の実務者を対象に語学や国際活動の実務能力の向上をめざす国際活動実務者研修をスタートさせます。

以上

2024年秋季年末闘争の主な行動計画(案)

<2024年>

- 8月1日(木) 夏季一時金第4回集計
- 8月4日(日) 原水爆禁止2024年世界大会広島大会(～6日(火))
- 8月8日(木) 原水爆禁止2024年世界大会長崎大会(～9日(金))
- 8月24日(土) 第6次能登半島地震支援ボランティア(～25日(日))
-
- 9月7日(土) 女性部第33回定期大会(～8日(日)、全水道会館)
- 9月19日(木) 19日行動(日比谷野外音楽堂)
- 9月21日(土) ゆにきゃん①
- 9月25日(水) 公務部会第33回・公務労組連絡会第67回定期総会(全労連会館)
- 9月26日(木) いのち守る国民大集会
- 9月28日(土) 第7次能登半島地震支援ボランティア(～29日(日))
- 9月28日(土) 青年部第37回定期大会(～29日(日)、全労連会館)
- 9月28日(土) 第69回日本母親大会(～29日(日)、和歌山)
- 9月30日(月) 民間部会第34回定期総会(日本医療労働会館)
-
- 10月1日(火) 最低賃金改定周知宣伝行動
- 10月4日(金) 「チェンジ全国一律最低賃金キャンペーン」スタート集会(オンライン)
- 10月4日(金) 2024年司法総行動
- 10月5日(土) 介護ヘルパーネット第20回定期総会
- 10月6日(日) 全国介護学習交流集会
- 10月12日(土) 労教協全国学習交流集会(～13日(日)、千葉)
- 10月18日(金) 国民春闘共闘委員会2025年総会**
- 10月20日(日) 非正規センター第17回定期総会(ラパスホール)
- 10月26日(土) 第8次能登半島地震支援ボランティア(～27日(日))
-
- 11月3日(日) 11.3憲法集会
- 11月4日(月) 全国保育大集会
- 11月7日(木) 「働くみんなの要求アンケート」第一次集約日
- 11月8日(金) 年金者一揆
- 11月10日(日) 災害対策全国交流集会2024
- 11月16日(土) 第69回はたらく女性の中央集会(～17日(日)、岩手)

全労連第32回定期大会 【第1号議案 附属議案】2024年秋季年末闘争方針（案）

- 11月16日(土) 2024年日本平和大会（オンライン）
- 11月22日(金) 第37回日本高齢者大会（～23日(土)、愛知）
- 11月23日(土) 地域医療を守る運動全国交流会
- 11月24日(日) **2025年国民春闘討論集会（～25日(月)、全労連会館）**
- 11月30日(土) ゆにきゃん②

- 12月5日(木) 秋の争議支援総行動
- 12月12日(木) 単産・地方組織 組織強化・拡大交流会

<2025年>

- 1月7日(火) 新春宣伝行動
- 1月7日(火) 「働くみんなの要求アンケート」第二次集約日
- 1月8日(水) 新春合同旗開き
- 1月22日(水) **全労連第66回評議員会（～23日(木)の予定、オンライン主体）**
- 1月30日(木) 25国民春闘総決起集会（なかのZERO）
- 3月2日(日) ゆにきゃん③
- 3月26日(水) **全労連単産・地方代表者会議（～27日(木)）**

- (秋頃を予定) 全労連「労働運動」集会

以上